

島田市議会議員報酬改定等の検討について

2024年8月16日議会運営委員会勉強会資料

1

1

議員報酬の検討について(1)

検討の背景

議会機能の強化

- 市民の代表として、その議員活動は時代の変化と共に、広範囲におよび専門知識も必要になりつつある。
- 議会の更なる活性化や、今後議員を志す優秀な人材確保が求められる。
- 議会の調査能力の向上のための議員の行動範囲を広げ、議会の活性化を図り、地域の発展を進める原動力の一翼を担う必要がある。

地方議会のなり手不足が全国的な課題

- 議会の役割や議員の職務などを新たに明記した地方自治法の改正案が令和5年4月26日に可決成立
- 改正後では、地方議会の役割について「重要な意思決定を議決し、検査や調査などの権限を行使する」としているほか、地方議員についても「住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と定めている。

2

2

議員報酬の検討について (2)

検討の目的・考え方

議会・議員活動
の明確化

■「議員報酬算定の基準方式」では7種の方式が示されているが、『執行部職員給与基準方式』あるいは『長給与基準方式』で算定する自治体が一般的であることを踏まえると、議員の活動日数の把握は必須である。

平成15年から改定されていない議員報酬が現在の活動量に見合っているか検討する

3

3

島田市議会議員報酬の変遷 (1)

改正履歴 (平成元年以降)

20年間改正なし！

(金額は月額)

改正年月日	議長	副議長	委員長	議員
平成15年4月1日	435,000円	390,000円	380,000円	370,000円
平成7年4月1日	440,000円	395,000円	385,000円	375,000円
平成4年4月1日	410,000円	370,000円	360,000円	350,000円
平成2年4月1日	370,000円	330,000円	320,000円	310,000円
平成元年4月1日	325,000円	290,000円	280,000円	270,000円

4

4

島田市議会議員報酬の変遷(2)

合併に伴う条例定数と報酬総額の比較

島田市+金谷町

(金額は月額)

項目	島田市	金谷町		H17新島田市	増減
条例定数	24人	15人		27人	▲12人
議員報酬	議長	435,000円	325,000円	435,000円	—
	副議長	390,000円	273,000円	390,000円	—
	委員長	380,000円	262,000円	380,000円	—
	議員	370,000円	252,000円	370,000円	—
	計	9,005,000円	3,904,000円	10,115,000円	▲2,794,000円
	12,909,000円				

5

5

島田市議会議員報酬の変遷(3)

合併に伴う条例定数と報酬総額の比較

島田市+川根町

(金額は月額)

項目	島田市	川根町		H20新島田市	増減
条例定数	27人	10人		20人	▲17人
議員報酬	議長	435,000円	275,000円	435,000円	—
	副議長	390,000円	200,000円	390,000円	—
	委員長	380,000円	185,000円	380,000円	—
	議員	370,000円	180,000円	370,000円	—
	計	10,115,000円	1,930,000円	7,525,000円	▲4,520,000円
	12,045,000円				

6

6

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(1)

全国との比較（令和5年12月31日現在）

項目	(金額は月額)			
	議長	副議長	委員会	議員
全国平均(815市議会)	520,000円	460,000円	データなし	425,000円
島田市議会	435,000円	390,000円	380,000円	370,000円
差額	▲85,000円	▲70,000円	—	▲55,000円

全国人口5万～10万人未満との比較（令和5年12月31日現在）

項目	(金額は月額)			
	議長	副議長	委員会	議員
全国平均(235市議会)	488,000円	432,000円	データなし	403,000円
島田市議会	435,000円	390,000円	380,000円	370,000円
差額	▲52,000円	▲42,000円	—	▲33,000円

7

7

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(2)

県内での比較（令和6年4月1日現在）

項目	(金額は月額)			
	議長	副議長	委員会	議員
県内平均(23市議会)	483,000円	428,000円	データなし	395,000円
島田市議会	435,000円	390,000円	380,000円	370,000円
差額	▲48,000円	▲38,000円	—	▲25,000円
高い金額からの順位	13位	14位	—	14位

8

8

市長給与との比較(1)

議員報酬に対する考え方

総務省・全国市議会議長会の考え方



「市議会議員の報酬は市長級の概ね2分の1（昭和44年）」

9

9

市長給与との比較(2)

議員報酬に対する考え方

(金額は月額)

項目	議長	副議長	議員
島田市議会(a)	435,000円	390,000円	370,000円
島田市長(b)	870,000円		
割合(a)/(b)×100	50.0%	44.8%	42.5%
議員報酬に対する総務省・全国市議会議長会の考え	記述なし		市長級の概ね2分の1

10

10

市長給与との比較(3)

全議員報酬と市長との比較をした場合

(金額は月額)

項目	議員報酬月額					議長・副議長・議員報酬額 カ=(ア+イ+オ)
	議長 ア	副議長 イ	議員 ウ	議員数 エ	議員報酬額 オ=(ウ×エ)	
島田市議会	435,000円	390,000円	370,000円	18人	6,660,000円	7,485,000円

市長月額給与870,000円×20人(議員定数)=17,400,000円(キ)

割合 **43%**

11

11

市長給与との比較(4)

全議員報酬と市長との比較をした場合

(金額は月額)

項目	議員報酬月額					議長・副議長・議員報酬額 カ=(ア+イ+オ)
	議長 ア	副議長 イ	議員 ウ	議員数 エ	議員報酬額 オ=(ウ×エ)	
島田市議会	435,000円	390,000円	370,000円	18人	6,660,000円	7,485,000円

市長月額給与870,000円+副市長月額給与712,000円=1,582,000円
市長級の平均額=791,000円×議員定数20人=15,820,000円(ク)

割合 **47%**

■直近の市長給与改定⇒平成15年4月1日改定

市長：月額88万円⇒月額87万円 副市長：月額72万円⇒月額71.2万円 教育長：月額66万円⇒月額65.2万円

12

12

実態調査の概要

目的	議員報酬の適正な金額を算出するには、議員の活動日数を把握必要があることから、議会運営委員会で所管事務調査を実施した長野県佐久市の事例を参考に調査を行う。
調査期間	令和6年2月14日（水）から5月13日（月）概ね3か月間
調査対象活動	本会議、委員会等公務の活動は議会事務局で把握できることから調査対象外とし、それ以外の活動を対象とする。
対象議員	島田市議会議員20人（うち回答者18人）
情報収集の取り扱い	実態調査は匿名により実施し、個別の調査表は議会内外を問わず公表しない。
取りまとめ	議会運営委員会委員長の指示により議会事務局長が取りまとめる。

13

実態調査の方法

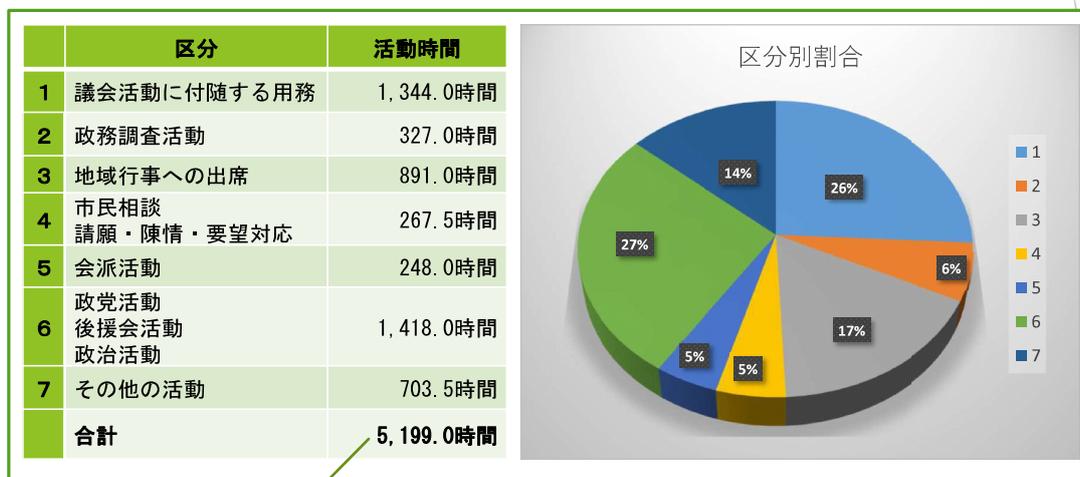
個々の議員活動について、毎日1時間単位で、「議員活動分類表」の区分のうち当てはまるものを選択し、「島田市議会における議員活動実態調査表」に記載する。

議員活動分類表

	区分	活動内容
1	議会活動に付随する用務	質疑・質問の準備、議案精読、議案提出の準備等
2	政務調査活動	先進地調査、現地調査、研修への出席等、政務活動費の支出要件を満たす活動
3	地域行事への出席	地域団体（自治会、町内会等）、学校等が主催する会合、行事等への参加
4	市民相談 請願・陳情・要望対応	市民、地域や団体からの相談 請願・陳情・要望等の受領あるいは相談・聞き取り及び各種関係機関への陳情等
5	会派活動	会派による勉強会、検討会等の活動
6	政党活動 後援会活動 政治活動	所属政党の党員として行う諸活動 自己の後援会に関する諸活動 各種選挙での他の候補者の支援活動
7	その他の活動	上記の分類のいずれにも該当しないもの

14

実態調査の結果



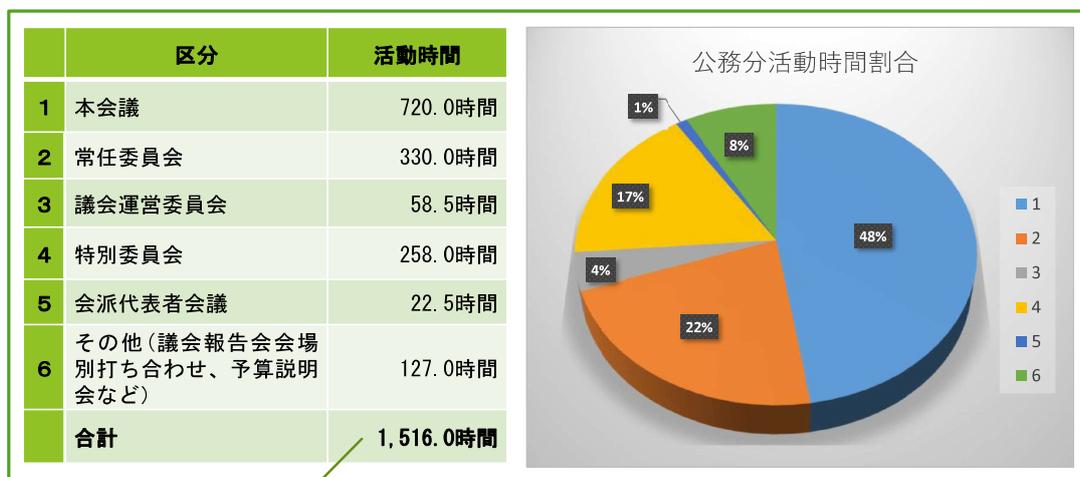
議員一人当たりの平均活動時間
288時間(3か月)

15

15

公務分（事務局調査の結果）

本会議、各委員会（特別委員会を含む）、所管事務調査などに係る活動時間を議会事務局が調査した。（全議員分=20人）

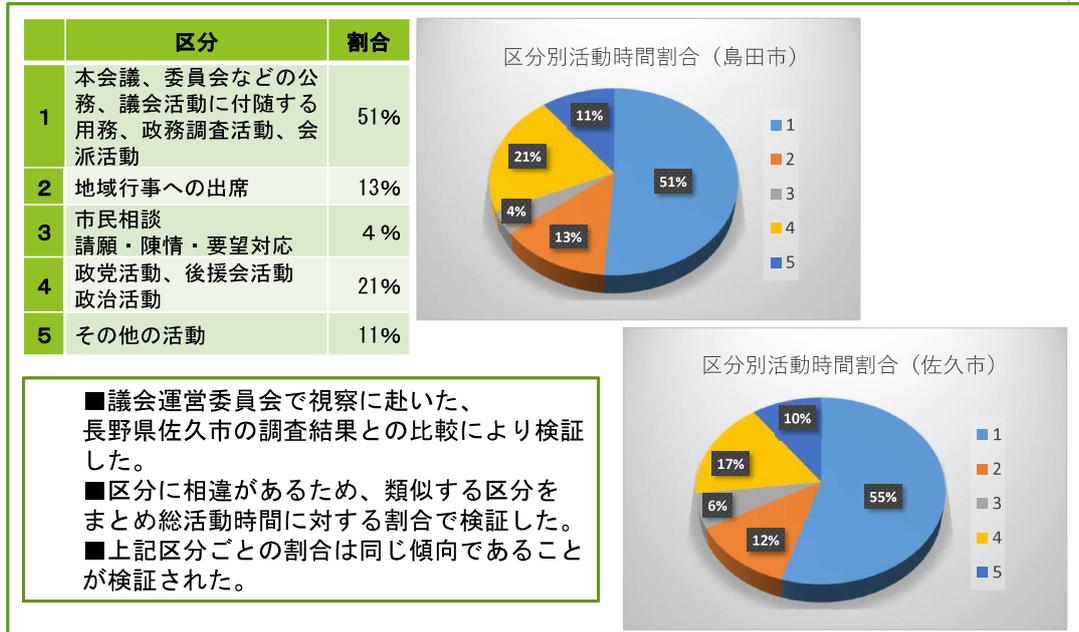


議員一人当たりの平均活動時間
75時間(3か月)

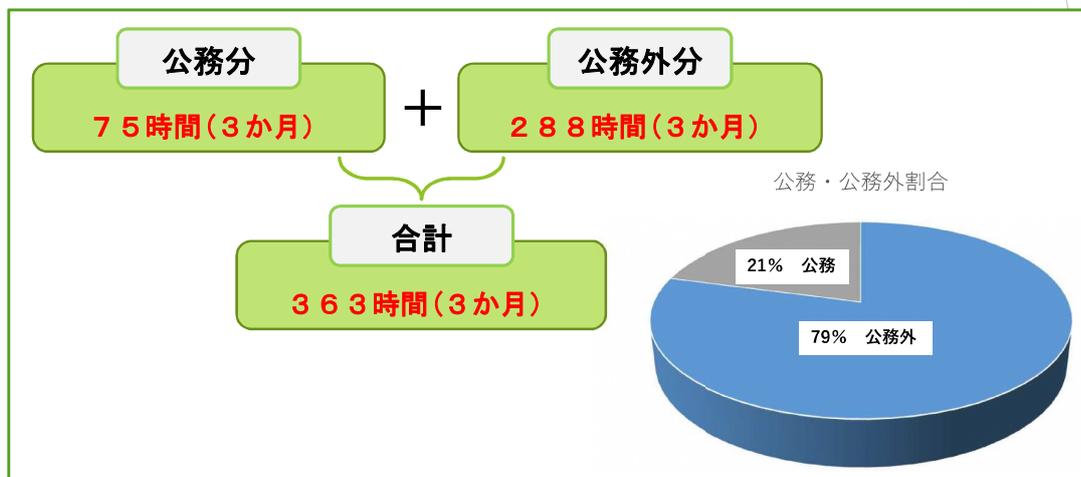
16

16

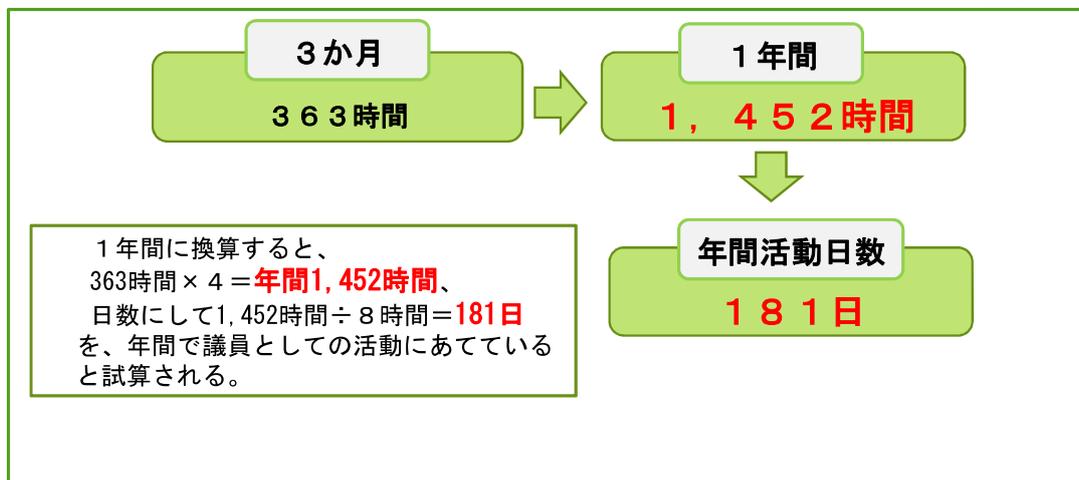
活動時間の検証



島田市議会議員の活動時間(1)



島田市議会議員の活動時間(2)



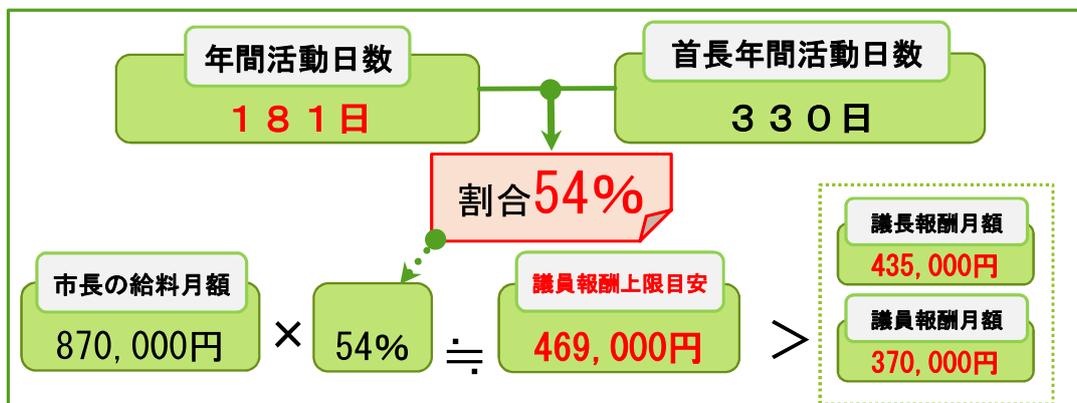
19

19

活動時間から議員報酬を考える

全国町村議会議長会の報酬検討方式案を参考に、市長の活動量と比較し、検討の一つの材料とする。

～全国町村議会編「議員報酬・政務活動費の充実にに向けた論点と手続き～」



市長は常勤の特別職であり、職務権限も議員とは明らかに違うが、議会も予算や総合計画の基本構想についての議決権があり、重要な責務を負っていることや、選挙によって公選されていることなども勘案し、上記試算による金額を議員報酬の上限の一つの目安として考える。

20

20

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(3)

活動実態調査から算出された議員報酬上限目安との比較

スライド番号9で示した議員報酬上限目安を仮に議長の報酬とした場合における他自治体の比較をする。

(金額は月額)

項目	議長	副議長	委員会	議員
全国平均(815市議会)	520,000円	460,000円	データなし	425,000円
全国平均(235市議会) 人口5万~10万人未満	488,000円	432,000円	データなし	403,000円
県内平均(23市議会)	483,000円	428,000円	データなし	395,000円
島田市議会(仮算出)	469,000円	424,000円	414,000円	404,000円


 現在の議長との差額45,000円を反映
 現在の差額55,000円を反映
 現在の差額65,000円を反映

21

21

報酬に関する条例改正に伴う手続き

特別職報酬審議会への諮問

市議会議員の報酬に関する条例の改正(報酬等の額の決定)について**第三者機関の意見を聴く**ことにより公正を期す。(昭和39年5月27日自治事務次官通知)

報酬審議会の設置

議員報酬の改定の場合、議会が要望書の発議案を協議・可決した後、市長が要望書を受け報酬審議会に諮問する。

審議会において十分な審議が行われ、適正な報酬額の答申が行われるよう配慮する必要があることから、**審議会への提出資料を明示**。⇒報酬額の妥当性を明確化する。(昭和43年10月17日自治事務次官通知)

22

22